

福祉医療事業概要

平成30年度 福祉医療費助成事業概要

区分及び根拠法令 (実施年月日)		支給要件		支給対象医療費	給付方法
		年齢等	所得制限		
71 子ども	子ども医療費助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	0歳児～15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (生活保護受給者を除く)	児童手当法施行令に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、福祉医療費一部負担金を控除した額 福祉医療費一部負担金 1レセプト500円 ただし小・中学生の通院及び14日以上入院の場合は1レセプト1000円 (入院時の食事療養に係る標準負担額を除く)	自動償還 (県外医療機関は「償還払い」)
81 障害	心身障害者医療費助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	1歳以上で ・身障手帳1・2級 ・療育手帳A1・2所持者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く)	旧国民年金法施行令(老齢福祉年金の支給)に定める所得の制限額	医療保険の自己負担相当額から、福祉医療費一部負担金を控除した額 福祉医療費一部負担金 1レセプト500円 ただし14日以上入院の場合は1レセプト1000円 (入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額を除く)	"
91 ひとり	ひとり親家庭等医療費助成事業 市町村条例 (昭和53年10月1日)	ひとり親家庭の親等と18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童及びこれに準ずる者 (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者を除く)	児童扶養手当法施行令に定める所得の制限額	"	"
重度	重度心身障害老人等医療費助成事業 市町村条例 (昭和58年2月1日)	後期高齢者医療制度加入者で心身障害者医療費助成事業又はひとり親家庭等医療費助成事業に該当している者 (生活保護受給者を除く)	障害・ひとり親に同じ	"	自動償還(原則)